

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(給与の種類) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当、特別調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当、専門看護手当及び給与改善調整手当</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例) 第 23 条 前 3 条の場合において、職員が第 12 条の規定による初任給調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 13 条に規定する特別調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条に規定する専門看護手当の支給を受ける職員であるとき、<u>第 19 条の規定による特殊勤務手当の支給対象となる勤務若しくはこれと同様の勤務で理事長が別に定める勤務であるときは、又は第 30 条の 9 に規定する給与改善調整手当の支給を受ける職員であるときは、勤務 1 時間につき前 3 条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に理事長が別に定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(給与改善調整手当) 第 30 条の 9 <u>給与改善調整手当は、給与改善が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。</u> 2 <u>給与改善調整手当の月額は、3,500円とする。</u> 3 <u>前 2 項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和 4 年 2 月 9 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>(給与の種類) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当、特別調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び専門看護手当</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例) 第 23 条 前 3 条の場合において、職員が第 12 条の規定による初任給調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 13 条に規定する特別調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条に規定する専門看護手当の支給を受ける職員であるとき、<u>又は第 19 条の規定による特殊勤務手当の支給対象となる勤務若しくはこれと同様の勤務で理事長が別に定める勤務であるときは、勤務 1 時間につき前 3 条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に理事長が別に定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>・給与改善調整手当を新設するための改正</p> <p>・給与改善調整手当を新設するための改正</p> <p>・給与改善調整手当を新設するための改正</p>

令和 4 年 2 月 9 日
理事会
人事部

看護職員等の処遇改善事業に係る当機構の対応について

1 看護職員等の処遇改善事業について

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、令和 4 年 10 月以降も賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 1 % 程度（月額 4,000 円）引き上げるための措置を、令和 4 年 2 月から 9 月まで実施するために必要な経費を都道府県に交付する事業

当該事業について、令和 4 年 1 月 17 日付けで神奈川県においても対象医療機関に対して補助金を交付することが通知された。

【対象医療機関】

以下のいずれかの要件を満たす医療機関（神奈川県ホームページから抜粋）

- ①令和 4 年 2 月 1 日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和 2 年度 1 年間における救急搬送件数が 200 件以上であること。
- ②令和 4 年 2 月 1 日時点において、三次救急を担う医療機関（救命救急センター）であること。

2 当機構の対応について

国の事業目的や内容を踏まえて、当機構においても以下の内容で給与の支給を行う。

(1) 対象医療機関

足柄上病院、こども医療センター、循環器呼吸器病センター

(2) 対象職種

看護師、保健師、准看護師

(3) 支給方法

「給与改善調整手当」を新設し、月額手当として定額を支給する。

(4) 支給額

月額 3,500 円

ただし、短時間勤務職員については、週の勤務時間に応じて手当を割落として支給する。

(5) 非常勤職員の対応

月額支給の者は週の勤務時間に応じて割落としを行い、日額及び時間額支給の者は非常勤職員の基準報酬額の算出方法に基づき以下の金額を手当として支給する。日額及び時間額の者には勤務実績の有無に関わらず、基本報酬に加算して支給する。

月額（週 29 時間）： 2,600 円

日額： 160 円

時間額： 21 円

(6) 支給開始時期

支給日ベースで 2、3 月に支給を行う必要があるため、次のとおり支給を開始する。

常勤職員： 2、3 月例月給与分を 3 月に支給（3/16 支払い）

非常勤職員： 2、3 月の支給分の報酬を 3 月に支給（3/7 支払い）

(7) その他

- ・手当は時間外基礎額に算入する。
- ・期末勤勉手当や退職手当の基礎額には算入しない。

3 改定影響額について

手当額を月額 3,500 円とした場合の令和 4 年 1 月 1 日時点の在職者に基づく 1 ヶ月の補助金及び給与影響額は以下のとおり。交付を受ける補助金額の範囲内で支給する。

	常勤換算 人数(人)	補助金(円)	給与額(円) A	時間外手当影 響額(円) B	社会保険料 等(円) C	給与影響額 (円) A~C 計
足柄上病院	239	1,113,740	836,500	62,140	197,305	1,095,945
こども医療セ ンター	620	2,889,200	2,170,000	161,200	511,839	2,843,039
循環器呼吸器 病センター	188	876,080	658,000	48,880	155,203	862,083
計	1,047	4,879,020	3,664,500	272,220	864,347	4,801,067

※時間外手当影響額は常勤換算 1 人当たり 10 時間で試算

※月額 4,000 円とした場合の給与影響額は 5,439,506 円となり、補助金額を超過する。

4 今後のスケジュール

令和 4 年 3 月の例月給与での支給に向けて以下のとおり対応を行う。

令和 4 年 2 月 9 日 (水)	理事会
令和 4 年 3 月 7 日 (月)	非常勤報酬支給
令和 4 年 3 月 16 日 (水)	常勤例月給与支給